## 規則

埼 玉 財 務 規  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を改 正 する 規 則 を こここに 公布 す る

**令和六年三月二十九日** 

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 埼玉県規則第五十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

玉 県財務規 則 (昭 和 三十 九 年 埼 玉 県 規 則 第 + 八  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す

る。

化 対策局長」 第二条第二号 を 削 中 る 県 民 共生 局 長」  $\mathcal{O}$ 下 に こども政 策 局 長」 を 加 え、 少 子

県 長 **小立学校** 又はこれ 事務決 の二第 に相当する 裁 規程 項 中 職 (昭 以 所 和 上 轄 五.  $\mathcal{O}$ 所 +職 -八年埼玉 に  $\mathcal{O}$ あ 下 る者 県 教育 県  $\mathcal{O}$ 下 立 委員会 に  $\mathcal{O}$ 学校  $\overline{\ }$ 教育長訓 県 を <u>\frac{1}{1}</u> 除 <\_ 。  $\mathcal{O}$ 学 令第 校 12 を、 八号) あ 0 て 第三条 は 担 埼 · 当 部 玉

第一項に規定する事務長等」を加える。

を記録 通 実 に 知 第三十九 記録 をする場合 した L 電 て 条第二項中 お 磁 的 に くこと 記録 あ 0 を含 ができる物 「磁気テ は、 む 当該 \_ ] |磁気テ - プその に (以 下 改  $\Diamond$ る。 1 他こ 磁磁 プ 気テ 等」 れ 12 を 準ずる方法 「当該 プ等」と 通 知 11 に う。 書 ょ に り 記 載 に 定 す ょ  $\mathcal{O}$ ŋ 事 ベ き 納 項 入 事 を 項  $\mathcal{O}$ 確

の二第二 ŋ 第 指定す を「 四十二条第一 項の 前 次 る者 項」 規 0 定 各号に に改 に対 項 中 に改 す  $\emptyset$ 掲 る  $\neg$ 公金 次に め、 げる者は、 同条第三項中 「掲げる」  $\mathcal{O}$ 同項各号を削 \_ に 当 改 該 8 を 第 各号に 「法律第二百四十三条 り、 \_ 同 項各号を削 項各号」 定 同条第五  $\otimes$ る 規 を 項を 定 り、 第 を 削 同 \_\_ 項」 の二第 る。 条第二項 政 令 に 第 改 \_ 百  $\emptyset$ 中 項 七  $\mathcal{O}$ 前 同 規 項各 定 項

第四十二条の次に次の一条を加える。

(収納に関する事務を委託することができる歳入等)

す 兀 る 十二条 委託 の 二 すること 法 律 第二百四十三条の二の が で きる 歳 入等 لح L 五第 て 知 事 \_ 項の が 定 規定  $\otimes$ る Ł に  $\mathcal{O}$ ょ は り そ 次  $\mathcal{O}$ 収  $\mathcal{O}$ لح 納 お り لح す

- 一 政令第百七十三条の二第一項各号に掲げる歳入
- 加 条第 算金、 地 方 \_\_\_ 税 項第 重 (当 加 算 該 金 四号 地 方税 及 に規定す び に係る 滞 納 処 )地方税法 分費 る督促手 を含 む 数料、 ( 昭 和 二十五 延滞 金 年 過 法律第二百二十六号) 少 申 加 算金、 不申
- 三 分担金

四 負担金

五. 動 産 売 代 金

六

七 損害 (第 九 号に 掲 げ る 遅 延損 害 金 を

八 不当 利 に ょ る 返 還

九 び 第三号、 前二 第 掲 四号 げる 及 歳入に び第六 係る 号 に 遅延損害 掲 げ る 歳 金 入 係 る 延 滞 金並 び に 第 兀 五. 号

第 兀 十八条の二中 「専 門員」 を 職員」 に 改 8

号に

的 て 第 記録 は、 五十 を含む 条中 当 該 磁 「磁気 気テ に 改 テ 8 プ 等を プ 等 る。 1 に う ょ Ĺ ŋ を 隔 地払 当 該  $\mathcal{O}$ 案内 方法 書に記 に よる支払 載 す ベ  $\mathcal{O}$ き 通 事 知 項を記録 を す る場 合 た に あ

内 る 「及び期末手当」 書に記載 第 五. +あ 一条第一 すべ つて き事 は、 を 項 当該 項を記録 中  $\vec{\phantom{a}}$ 一磁気テ 磁 期末手当及び勤勉手当」に 気 L テ た電磁 プ プ 等 等 的 を に 記 ょ 11 録 う。 り を含 П 以 座 む。 下こ 振 改 替  $\Diamond$ 以  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る。 下 規 方 則 法 に に に 改 お ょ め、 11 る 支 て 同 払 条第二 を  $\mathcal{O}$ 通 当 知 項中 該 を 案

る。 第二百四十三条の二第一 第 五 六十三条の三第一 百二条の三第四 十八条第二項中 項 項 中  $\neg$ 項の 中「 及び 「発注を行 規定に 期末手当」を「、 政令第百六十五条の三第一項の う ょ 課室等若し り 指定する 期末手当 者に < は 対 所 轄 す 及 び る 所 規定に 公金 勤勉 に お <u>の</u> 手当 11 よる」 て、 に 改め 又は」 に を 改  $\otimes$ を 法 る 削

改 8 第 百十 条 第二 項 中 第 百 六 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 六 第二 項」 を 第 百 六 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 五. 第二 項 12

次 に 次 百十  $\mathcal{O}$ ように 六 条 第 加 える。 項 第二 号 中 を チ と ハ カコ 6  $\sim$ ま で を = カュ 5 1 ま で L 口  $\mathcal{O}$ 

林環 境税

に に 改める 改 め、 百三十二条第二項 同 第三項 中 中  $\neg$ 第 「第 百 百六 六十五 +五. 条 条の  $\mathcal{O}$ 六 六第一項」 第二項」 を を「第百六十五 第 百六十 五条 条の  $\mathcal{O}$ 五. Ŧī. 第二 第 項」 項

百五十 六 条 第二 項 を 次  $\mathcal{O}$ ょ うに 改 8 る。

- 応じ、 に 普通 必要と認 当 財 該 産 各号 を貸  $\otimes$ るとき し付 に 定 8 は け ることが る期間とする。 同 号 12 できる期間 定 8 る 期 ただ 間 間 を超 Ļ は、 第五 え 次 て  $\mathcal{O}$ 号 貸 各 号  $\mathcal{O}$ 場 付 に 合に 掲 け げ る こと お る 貸 11 て、 が 付 で け き 知  $\mathcal{O}$ 事 X が 分
- 樹 目 的 とす る 土 地  $\mathcal{O}$ 貸 付 け 五十 车 以 内
- 地 け 五. +年以 伞 成 上 三年 法 律 第 九 +号) 第二十二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 土 地  $\mathcal{O}$

貸付

未満 借 家法第二十三条第 \_\_ 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る 土 地  $\mathcal{O}$ 貸付 け 三十 年 以 上 五. + 年

兀 借 地 借 家 法第二十三条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る 土 地  $\mathcal{O}$ 貸 付 け 年 以 上三十 · 年 未

満

五. 前 各  $\mathcal{O}$ 場合を 除 < ほ か 土 地 及 び そ  $\mathcal{O}$ 定着 物 ( 建 物 を 除  $\mathcal{O}$ 貸 付 け

十年以内

六 建物その他の物件の貸付け 五年以内

第百六十八条を次のように改める。

第百六十八条 削除

百 九 + 改 め 条 第二 項 第三号 中 第 百 六 +五. 条  $\mathcal{O}$ 六第二項」 を 第 百 六十 五. 条 0 五.

第二百条第一 項 第 号 中 昭 和 <u>二</u>十 五 年 法 律第二 百 二十六 号)  $\sqsubseteq$ を 削 る

支所 校 校 看護学院、 П 特 を除く。 の表所轄 第二百九条第一項の かが を加える。 別支援学校、 別支援学校、 別支援学校 県 立 やき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除  $\overline{\phantom{a}}$ 花と緑 嵐 所  $\mathcal{O}$ 山史 (防災航 項 中 春日 大宮北特別支援学校、  $\mathcal{O}$ 跡  $\mathcal{O}$ 下  $\mathcal{O}$ 振 「春日部特別支援学校」 博物館 空セン 興 部特別支援学校、 表出 に セン  $\neg$ 納 上尾 タ ター 総 務課 県 立 1 カュ 一の学校 八潮新 東部 し  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項 上 環境管 木特 越谷西特別支援学校、 中 尾特 都市建設事務所 (飯能高等学校、 の 下 専 別支援学校 門員」 別支援学校、 理事務所、 に を 三郷特別支援学校」を、 < 「職員」 環境整 所沢  $\overline{\phantom{a}}$ 狭 Ш 総合教育 越 騎西特別支援学校、 Щ おおぞら特別支援学 に改 特 特 備 警察署及び 別 別 セ 支援学校 センタ め、 支援学校 ン タ 同 警察学 条 第二 高等 江 「騎 南 Ш

第 第二百十四条 項」 に 改  $\Diamond$ <del>So</del> 中 第二 百 兀 十三条 の 二  $\mathcal{O}$ \_ 第 項 を 第二百 兀 十三条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 八

· の 二 の 第二百十五条第一 第 項各号」 項 中 に改め、 「第二百 同条第二項 四十三条の二の 中 二第 第二百 \_ 項各号 兀 十三条 の 二 を 「第二百  $\mathcal{O}$ 二第三項」 兀

第二百十六条第二項を次のように改める。

を

百

四十三条の二

 $\mathcal{O}$ 

八

第三

項」に改め

る。

2 二項 管理者 指定 な け 公 れ 金事務取  $\mathcal{O}$ 命ずる ば な 5 検査員 扱者 な  $\mathcal{O}$ は 処 理した事 指 定金融 務 機関等  $\mathcal{O}$ 状 況 及 に び 0 法 11 て、 律第二百 定 期 及 四十三条 び 臨 時  $\mathcal{O}$ に 実 地

法 一百 条第 六 条 項 中  $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 中 |びど 六 第 及 地方 匹 び 項 法 於 及 律 第二百 び第二 籡 逥 鄉 共浴 百 三十 兀 十三条 읦  $\Box$ 条 说  $\mathcal{O}$ Fi  $\mathcal{O}$ 葓  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ ړل 第  $\wedge$ 第 4 兀 |体職員 兀 項 項 を . [1 改 係る 並 8 び 貮

担金」や「、地方公務員等共済組合法に基づく団体職員に係る負担金並びに著作権 法第104条の11第1項に規定する指定管理団体に支払う負担金」以おめる。

様式第十九号(一)を次のように改める。

様式第19号(1)(第33条、第46条、第125条関係)

埼玉県収	双納済通知書 返		公 加入者負担	ay-easy		埼玉県返納通知 兼払込金受傾割	1書 公 通常払込料金加入者負担	ay-easy	埼丑	5.県返約	呐通知書	<b>事兼領</b> 収	又書		· Pay	• ē̃āsy
加入者名	口座記号 番 号	金 額		円		加入者名	口座 記号 番号		加入者	名	口座 記号 番号	金	≧額			円
収納機関番 号	納付番号	確調番号		† }		金額	18 7	円	収納機 関番号		納任番号					
納入	納付		.	,		納入者			ゆうちょ 番号		納付区分	分	納入 期限	年	月	F
期限	<sup>万</sup> □ 目的 □ ▼ ▼	* *	▼	▼					銀行又は郵借							
					切り			様	以局でのお支 上記	の金額を納入	してください。	,		年	月	Ħ
					り取らか	目的			払の課所	長						印
納入者			収納済	印	ないでお出	納付番号 確認番号			7-		機関、埼玉県持	指定代理金融機	関、埼玉県	収納代理金融機関		
収納年月日	金融機関コード	課所名	1		しくだ	納入期限課所名	収納済	印印	側 の 2 枚 課所名					収 納 済	印	
					さい。	;			けを 納入者	住所氏名						
	1		(会計管理課保管)						しください							
									) °				様			
						(金融機関保 この受領証は、	 管)   大切に保管してください	,	(納入	者保管)						

備考 本様式は、財務会計システムによつて作成する場合に使用すること。

様式第21号(1)(第36条、第125条関係)

埼玉県山	又納済通知書 納		公 通常払込料金 加入者負担	ay-éasy		埼玉県納入通知書 兼払込金受領証	公 通常払込料金 加入者負担	o ay-éasy	- - - 埼玉県	<b>具納入通</b>	知書兼領	頁収書		ay-easy	
加入者名	口座記号 番 号	金 額		円		加入者名	口座 記号 番号		加入者名	口座 記号 番号		金額		円	
収納機関番号	納付番号	確番番				金額	189	円	収納機 関番号		納付 番号				
納入年	納付		•	- I.		納入者			ゆうち 番号		納付区分	納入期限	年	月日	
期限	月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	<b>*</b> •	· • ·	7					銀行又は 動行 目的						
					切り			様	使局で 上記の金 お支	額を納入してくた	<b>ごさい</b> 。		年	月 日	
					り取らか	納付目的			払 歳入徴収	権者				印	
納入者		様	収 納 済	印	いでお出	納付番号 確認番号 納入期限	年	F E	合 ( 納入場所						
収納年月日	金融機関コード	課所名	_		しくだ	課所名	収納済		の 2 枚 課所名				収納済	印	
					さい。				け を 納入者住所 出	氏名					
CVS収納用			(会計管理課保管・コン	/ビニ本部控)					にください。						
												様			
							・コンビニ店舗控) 大切に保管してください。		(納入者保	管)					

備考 本様式は、財務会計システム又は放置駐車違反管理システムによつて作成する場合に使用すること。

様式第25号(4)(第40条、第58条、第125条関係)

	埼玉県収	以納済通知書 払				• O • O • O • O • O • O • O • O • O • O		埼玉県払込書兼 払込金受傾証	公加	常払込料金 1入者負担 ay-easy		埼玉	県払込	.書非	<b>兼領収</b> 書	書			· Pool	у
加入 者名		口座記号 番 号	金 額			円		加入者名	口座 記号 番号			加入者名	計畫	1座 2号 3号		金額			円	
収納機賃番 5		納付 番号		確認 番号	納付区分			金額		円	ıφ	収納機 関番号 確認			納付 番号 納付					_
		納付目的									うちょ銀	番号			区分					-
		▼ ▼ ▼	•	▼	▼ ▼						行又は郵	納付 目的								
											便局での	上記の	金額を払い込	みます	0			4	手 月 日	
							切り取ら	納付目的			お支払の									
					収納済印	I	ないでお	納付番号確認番号			場合は、セ	納人場		関、埼	玉県指定代理	金融機関、	埼玉県中	反納代理金融機関	-	
							お出しく				左側の2									7
45	7納年月日	金融機関コード	課所名				ださい	課所名		収納済印	枚だけ	課所名						収 納	済印	4
											をお出し									
:				-	(会計管理課保管)						ください	:								
:																				
<u> </u>											Į.									
								(金融機関保管 この受領証は、		<b>してください。</b>		(納入者	呆管)							

備考 本様式は、財務会計システムによつて作成する場合に使用すること。

第243条の2第1項」 様式第二十六号 (一) に、「嫐入」を「嫐入蝌」に改める。 中「地方自治法施行令第158 条第1項」や「地方自治法

様式第二十六号(二) 中「地方自治法施行令第158条第1項」 に改める。 を 「地方自治法

様式第二十六号(三)を次のように改める。

様式第26号(3) 削除

様式第七十三号(四)を次のように改める。

様式第73号(4)(第117条、第125条関係)

埼玉県収納済通知書 外	☑ 通常払込料金 加入者負担		埼玉県納付書兼 払込金受傾証	☑ 通常払込料金 m入者負担 ay-easy	埼玉県納付書兼領収書 🗽
加入 者名	金 額 円		加入者名	口座 記号 番号	加入者名
収納機関 納付番号	確認 納付 区分		金額	円 円	収納機 関番号
6th 7.   6th L+			納入者		確認 納付 納入 年月日   番号 区分 期限
期限 年 月 日 目的					(集) (新行) (新行) (新行) (新行) (新行) (新行) (新行) (新行
<b>*</b> * *	<b>* * *</b>				目的
		切		様	M   で 上記の金額を納付します。
		り取ら	納 付 目 的		支払の
	収納済印	1 -73	納付番号確認番号		 
納入者	様	- 20	納入期限	年 月 日	左 「中工外担上生産で機関、「中工外担上「人生生産で機関、「中工外収費」「人生生産で機関 「側 埼玉県と契約した収納代行業者 の
収納年月日 金融機関コード	課所名	くださ	課所名	収納済印	型 軟 無所名 収納 済 印 収 納 済 印
		5.0			107 全 納入者住所氏名 お 出
CVS収納用	( A del telesaman fra teles				(T)
	(会計管理課保管・コンビニ本部控)				(3)   1
					模
			(金融機関保管・ この受領証は、大	 コンビニ店舗控) :切に保管してください。	(納入者保管)

備考本様式は、財務会計システム又は放置駐車違反管理システムによつて作成する場合に使用すること。

公有財産台帳附表第一中 電話加入権 を削る。 電話加入権 辛

様式第八十七号の備考1中「、 電話加入権は加入番号」を証る。

様式第九十七号(四)中「、田觱箏及び電話加入権」を「及び田觱箏」に改める。

様式第九十九号(七)を次のように改める。

## 様式第99号(7)(第167条関係)

## (7) 無体財産権

区			分	前年度末現在高	今	年	度 増	減		年度末現在高
	Z		刊十及不先任同	増	ì	减	差	引	十及不先任同	
行政	特	許	権	件	件		件		件	件
財産										
普通	特	許	権							
財産										
^ <b>⇒</b> I	特	許	権							
合計										

備考 権利の名称を別紙として添付すること。

### 様式第99号(8)(第167条関係)

## (8) 有価証券

4	分	前年度末現在高	今	年 度 増	減	在庇士祖九官
区	μ		増	減	差  引	年度末現在高
株	券	千円	千円	千円	千円	千円
社	債   券	:				
地	方 債 証 券					
国	債 証 券	:				
受	益 証 券	:				
そ	の他					
合	前山					

様式第109号(1)(第201条、第125条関係)

埼玉県山	収納済通知書 督		が 通常払込料金 加入者負担	ay-easy		埼玉県督促状兼 払込金受傾証	公 通常払込料金 加入者負担	• ē̃āsy	埼玉	 県督促状	兼領収言	<b></b>	ay-easy		
加入者名	口座記号 番 号	金 額		円		加入者名	口座 記号 番号		加入者名	口座 記号 番号		金額	円		
収納機関 番 号	納付番号	確證	認 納付 区分			金額	•	円	収納機 関番号		納付番号	11			
納入期限	毛 月 日 納付目的	<u>!</u>	<del>'</del>			納入者			ゆうち 番号		納付区分	納入期限	年 月 日		
39183	<b>▼ ▼ ▼</b>	<b>*</b> *	· • •						銀行又は郵 目的						
								様	のた	とおり督促します。			年 月 日		
					り取らか	納付目的			支 最初のi 払 の 歳入徴	内入期限 又権者	年 月	1	印		
納入者		様	収納済 6	Ü	いでお出	納付番号 確認番号 納入期限	年 月	会 は、 納入場所 は、 ・							
収納年月日	金融機関コード	課所名	-		しくださ	課所名	収納済印		2 枚 課所名				収 納 済 印		
					V.				け を 納入者住所 お 出	听氏名					
CVS収納用			(会計管理課保管・コン	ビニ本部控)					しくだった。						
			(MAILE STRANGE	a · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					v.						
			_									様			
							・コンビニ店舗控) 大切に保管してください。		(納入者(	呆管)	_				

備考 本様式は、財務会計システムによつて作成する場合に使用すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 又は地 若 従 二条第一項の規定によ 四十二条、 前 しく 地 なお 方  $\mathcal{O}$ 方 自治法 六 公金事務を行 は 従前 号 自治法施行 収納又は支出  $\stackrel{\text{\tiny (i)}}{=}$  $\mathcal{O}$ 第六十三条  $\mathcal{O}$ 例 まで によ 部 わ 令 を改正 る。 せる場合 に関する りこ 等  $\mathcal{O}$ 規定 の三、  $\mathcal{O}$ れ \_ す . ら 部 る  $\mathcal{O}$ 事務を行 適用 第二百十 の規 を改 に 法 お 律 けるこ 定の 正す に 令 0 わ Ś 六 施 和 11 条及 せて 行 政令 て の規則によ 五. は、  $\mathcal{O}$ 年法律第十 び V 日 ( 令 和 令 和 様式 る者に  $\mathcal{O}$ 前 第二十六 る 六 日 八 なお従前 -九号) 改 年 年三月三十一日まで に 正前 おい · 政 令 て現に 号 附  $\mathcal{O}$ 第十二号) 埼玉県財  $\widehat{\phantom{a}}$ の例により当該 則第二条第三項 公金 カュ 務  $\overline{\mathcal{O}}$ 附 5 様 規則 徴 則  $\mathcal{O}$ 式 間
- 3 用  $\mathcal{O}$ 規定 することができる。  $\overline{\phantom{a}}$ に 規則による改 よる 様式第二十五 用紙 は、 正 令和七年三月三十一 号 前 (四 )  $\mathcal{O}$ 埼玉 ` 様 財 式第七 務規 削 日まで 十三号 様 式第 十九号  $\mathcal{O}$ (四 ) 間は、 及 なお従前 び 様 式 第 様式 百  $\mathcal{O}$ 第二十 例に 九号 により使